

# 社会福祉法人エミリー定款細則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人エミリー（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものである。

## 第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

## 第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

(招集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項

(3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、静岡市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求のあった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を发出することができる。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員提案権)

第8条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第9条 定款第10条に定める評議員会の決議事項及び決議要件は、別表1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第10条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第11条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第12条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）
  - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
  - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしなければならないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第13条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表3に掲げる事項を記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、備え置かななければならない。

## 第4章 理事会

（理事会の開催）

第14条 理事会は、毎会計年度に5月、11月及び3月の年3回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したと

き。

(4) 社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第 15 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、次の場合は除く。

(1) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。

(2) 前条第 2 項第 3 号及び同条第 2 項第 4 号により理事が招集する場合。

(3) 前条第 2 項第 5 号により監事が招集する場合。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第 2 項第 3 号及び同条第 2 項第 4 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 5 号による場合は、監事が招集する。

4 理事長は、前条第 2 項第 3 号又は同条第 2 項第 5 号前段に該当する場合は、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第 16 条 理事会を招集する場合は、理事会の日の 1 週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第 14 条第 2 項第 1 号による開催の場合は、第 2 号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(理事会の決議事項)

第 18 条 定款第 26 条に定める理事会の決議事項及び決議要件は、別表 2 に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第 19 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとする

き。

- (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。
- (3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会に承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第20条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第21条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第22条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りでない。

(報告の省略)

第23条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第24条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 25 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表 4 に掲げる事項を記載しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
- (3) 決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で 10 年間保存するものとする。

## 第 5 章 監事

(監事の選任議案)

第 26 条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第 27 条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第 28 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

## 第6章 事務の専決

### (事務の専決)

第29条 定款第24条の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表5に記載のとおりとする。

2 理事長が専決できる事項の一部については、別表5のとおり業務執行理事又は施設長の専決事項とする。

## 第7章 その他

### (秘密の保持)

第30条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

### (改正)

第31条 この細則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## 附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

この細則は、平成13年6月29日から施行する。

この細則は、平成29年5月31日から施行する。

この細則は、令和元年7月3日から施行する。

別表1 (第9条関係 評議員会決議事項)

1 決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席者の過半数により決議されるもの
①理事及び監事の選任
②理事の解任
③理事及び監事の報酬等の額
④理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
⑤計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
⑥残余財産の処分
⑦基本財産の処分
⑧社会福祉充実計画の承認
⑨その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
2 決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上により決議されるもの
①定款の変更
②法人の解散
③吸収合併契約の承認
④新設合併の承認
⑤監事の解任
⑥理事及び監事の責任の免除（一部の免除）
3 総評議員の同意を要するもの
①理事及び監事の責任の免除（すべての免除）

別表 2 (第 18 条関係 理事会決議事項)

<p>1 決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席者の過半数により決議されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①法人の業務執行の決定</li><li>②評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定</li><li>③評議員会の招集</li><li>④定款細則の決定</li><li>⑤従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</li><li>⑥内部管理体制の整備</li><li>⑦競業及び利益相反取引の制限</li><li>⑧理事長及び業務執行理事の選定及び解職</li><li>⑨重要な役割を担う職員の選任及び解任</li><li>⑩重要な財産の処分及び譲受け</li><li>⑪多額の借財</li><li>⑫事業計画書及び収支予算書等の承認</li><li>⑬事業報告及び計算書類等の承認</li><li>⑭基本財産の処分</li><li>⑮資産の管理</li><li>⑯会計処理の基準</li><li>⑰社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項に規定する責任の免除</li><li>⑱その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項</li><li>⑲その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程等の制定及び改廃</li></ul>
<p>2 理事総数の 3 分の 2 以上により決議されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①臨機の措置</li><li>②定款第 36 条第 2 項に規定する事業の運営に関する事項</li></ul>

別表3 (第13条関係 評議員会議事録記載事項)

- 1 開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事又は監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
  - (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 出席した評議員、理事及び監事の氏名
- 6 評議員会の議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

別表4 (第25条関係 理事会議事録記載事項)

- 1 開催日時・場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
  - (1) 理事の請求を受けて招集されたもの
  - (2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
  - (3) 監事の請求を受けて招集したもの
  - (4) 監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - (1) 競争及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
  - (2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
  - (3) 理事会に述べられた監事の意見
- 6 理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- 7 議長の氏名

別表5 (第29条関係 事務の専決)

<p>I 理事長専決事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 「施設長のほか管理職手当の支給を受ける職員」を除く職員の任免</li><li>2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）</li><li>3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの</li><li>4 工事又は製造の請負については、250万円を超え500万円以下の契約、食料品・物品等の買入れについては、160万円を超え500万円以下の契約、その他のものについては、200万円を超え500万円以下の契約を締結すること</li><li>5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円以下のもの</li><li>6 その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円以下のものの処分に関すること（法人運営に重大な影響があるものを除く）</li><li>7 予算上の予備費の支出</li><li>8 職員諸手当のうちその他の手当の支給に関すること</li><li>9 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）</li><li>10 役員の旅命及び復命に関すること</li><li>11 職員の昇給及び昇格に関すること</li><li>12 各種証明書の交付に関すること（定例又は軽易な事項は除く）</li><li>13 行政官庁等からの照会に関すること（定例又は軽易な事項は除く）</li></ol> <p>II 業務執行理事専決事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 工事又は製造の請負については、100万円を超え250万円以下の契約、食料品・物品等の買入れについては、100万円を超え160万円以下の契約、その他のものについては、100万円を超え200万円以下の契約を締結すること</li><li>2 施設長の服務に関すること</li></ol> <p>III 施設長専決事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること</li><li>2 所属職員の旅命及び復命に関すること</li><li>3 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること</li><li>4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること</li></ol>
---

- 5 臨時職員の任免に関する事
- 6 所属職員の職員諸手当（その他の手当を除く）の認定及び支給額の決定に関する事
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円以下の契約を締結する事
- 8 収入（寄附金を除く）事務に関する事
- 9 入所者及び利用者の日常の処遇に関する事
- 10 各種証明書の交付に関する事（定例又は軽易な事項は除く）
- 11 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項に限る）
- 12 その他定例又は軽易な事項